別表六の二（二十）付表　記載要領

1　この表は、連結法人が租税特別措置法第68条の15の６第１項（雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）又は所得税法等の一部を改正する等の法律（平成29年法律第４号）第12条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の15の５第１項（雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　租税特別措置法施行令第39条の47第11項第１号（雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）に掲げる場合に該当する場合（同項第４号に掲げる場合に該当する場合を除く。）には、「基準雇用者給与等支給額（別表六の二(二十)「26」）　(2)」の欄には、「１」と記載すること。

3　「個別税額控除加算額　(8)×$\frac{\text{２又は12}}{100}$　(9)　の欄は、その適用を受ける連結法人に係る連結親法人が中小連結親法人（租税特別措置法第68条の15の６第２項第７号に規定する中小連結親法人をいう。）である場合には「２又は」を消し、その他の場合には「又は12」を消すこと。

（(別表六の二(二十)「９」)＜0.02又は(別表六の二(二十)「７」)＝０の場合は０）　」

4　「当期控除額の個別帰属額（別表六の二(二十)「22」）×$\left(\frac{(6)}{\text{各連結法人の(6)の合計}}\text{又は}\frac{(10)}{(11)}\right)$　(12)　」の欄は、連結親法人事業年度（法第15条の２第１項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度をいう。以下この号において同じ。）が平成29年４月１日以後に開始する連結事業年度にあつては「$\frac{(6)}{\text{各連結法人の(6)の合計}}$又は」を消し、連結親法人事業年度が同日前に開始した連結事業年度にあつては「又は$\frac{(10)}{(11)}$」を消すこと。

5　「個別給与控除額の計算」の各欄は、連結法人が租税特別措置法第68条の15の６第１項の規定の適用を受ける場合において、同法第68条の15の２第１項から第３項まで（特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受けるときに記載すること。

6　「過年度雇用者給与等支給増加重複基準額の計算」の各欄は、租税特別措置法第68条の15の６第１項の規定の適用を受けようとする連結事業年度（以下この記載要領において「適用年度」という。）において同法第68条の15の２第３項の規定の適用を受けない場合にあつては記載を要せず、適用年度開始の日前に開始した事業年度が連結事業年度に該当しない場合にあつては当該事業年度に係る部分には別表六(二十三)付表の「過年度雇用者給与等支給増加重複基準額の計算」の各欄に従つて計算した数を記載すること。

7　適用年度開始の日前に開始した連結事業年度（同日前に開始した事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度。以下この記載要領において「調整年度」という。）の月数と当該適用年度の月数とが異なる場合には、当該調整年度に係る「雇用者給与等支給額（調整年度の(1)）　(24)」の欄には、当該調整年度の「雇用者給与等支給額　(1)」の金額に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該調整年度の月数で除して計算した金額を記載すること。

8　調整年度のうちに租税特別措置法第68条の15の６第１項の規定（当該調整年度が連結事業年度に該当しない場合には、同法第42条の12の５第１項（雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定）の適用を受けなかつた調整年度がある場合において、租税特別措置法施行令第39条の47第３項の規定の適用を受けるときは、当該調整年度に係る「雇用者給与等支給額（調整年度の(1)）　(24)」の欄には、適用年度の「比較雇用者給与等支給額（別表六の二(二十)「30」）　(4)」の金額を記載すること。

9　「移転型計画に係る特定業務施設のみで計算した地方事業所基準雇用者数　(28)」の欄には、別表六の二(十六)付表一の「適用年度」の各欄に記載した数のうち租税特別措置法第68条の15の２第２項又は第42条の12第２項（特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受けた調整年度に係る同法第68条の15の２第５項第５号に規定する特定業務施設に係る部分の数を記載すること。

別表六の二(二十)(十五)の表中

個別帰属額基準額	
(2)×$\frac{20}{100}$	6

を

個別帰属額基準額	
(2)×$\frac{20}{100}$－(別表六の二(九)「８」＋「17」)	6

に、

個別帰属額基準額
(2)×$\frac{20}{100}$
個別帰属額基準額の残額
(13)又は((13)－(8))